

税務出納課からのお知らせ

11月11日(火)～11月17日(月)は、

「税を考える週間」です



「税を考える週間」に合わせて、国税庁ホームページ内に「これからの社会に向かって」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組を紹介するほか、各種情報を X (旧 Twitter) で発信します。

この機会に『税』について考えてみませんか。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

【問い合わせ】

長井税務署 ☎ 0238-84-1810 (音声案内「2」)

こちらから

アクセスできます▶



■「税を考える週間」無料税務相談

東北税理士会長井支部では、「税を考える週間」にあわせて無料税務相談を行います。相談ご希望の方は、担当税理士へ事前に電話での予約をお願いします。

■相談時間：10：00～15：00

開催日	担当税理士	場所
11月6日 (木)	紺野 七郎 ☎ 88-9159	長井税理士法人 長井市館町南 10-57
	海老名信乃 ☎ 85-4548	海老名信乃税理士事務所 白鷹町大字十王 3740
	仁科 孝 ☎ 88-5601	仁科孝税理士事務所 長井市台町 23-20-1
	坂本 英俊 ☎ 87-0057	坂本英俊税理士事務所 長井市台町 4-8
	小関 悠司 ☎ 87-3777	小関悠司税理士事務所 白鷹町大字菖蒲 1-3
	小形 一平 ☎ 84-2505	小形一平税理士事務所 長井市台町 6-11
11月7日 (金)	長沼 安義 ☎ 72-2400	長沼安義税理士事務所 飯豊町大字椿 3596-3
	須貝 周一 ☎ 84-2505	小形一平税理士事務所 長井市台町 6-11
	渡邊美津夫 ☎ 090-3129-4957	渡邊美津夫税理士事務所 長井市台町 4-8
	奈良崎幸司 ☎ 090-7565-9540	奈良崎幸司税理士事務所 長井市台町 6-11
	大嶋 雄生 ☎ 87-1415	大嶋雄生税理士事務所 小国町大字河原角 162-1
	金田 和夫 ☎ 88-9159	長井税理士法人 長井市館町南 10-57

【問い合わせ】東北税理士会長井支部 (奈良崎幸司
税理士事務所) ☎ 090-7565-9540

定額減税補足給付金

「令和7年度白鷹町調整給付金(不足額給付分・不足額給付Ⅱ)」

まもなく返送期限です！

令和6年度に定額減税しきれないと見込まれる方へ支給した定額減税補足給付金(調整給付金)に不足が生じた方へ、「白鷹町調整給付金(不足額給付分)支給確認書」「白鷹町調整給付金(不足額給付Ⅱ)申請書」を送付しています。

確認書、申請書とも返送期限は、**令和7年10月31日(金)(消印有効)**です。お手元に書類がございましたら、内容を確認し必要事項を記入後、提出書類を添付の上ご返送ください。

※「白鷹町調整給付金(不足額給付分)支給確認書」期限までに返送がない場合は、本給付金を辞退したものとみなします。

※「白鷹町調整給付金(不足額給付Ⅱ)申請書」返送期限後の提出は受理できません。

◆令和6年中に白鷹町に転入された方

▶対象と見込まれる方へ「白鷹町調整給付金(不足額給付分)支給確認書」または「白鷹町調整給付金(不足額給付Ⅱ)申請書」を送付しています。

▶転入前の自治体より、給付に関する情報が把握できなかった方へは、「定額減税捕捉給付金不足額給付申請のご案内」を送付しています。内容をご確認ください。

※給付要件を満たしていると思われる方で、文書が届かない場合は下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】

税務出納課町民税係 ☎ 85-6132 (直通)

町で課税している目的税の令和6年度の状況を紹介し
ます（目的税とは法律で使い道が決められている税金の
ことです）。

●入湯税

入湯税は、町内の「温泉」を利用した人が負担する税
金で、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設・消防施設・
観光施設などの整備および観光の振興などにその使い道
が定められており、白鷹町では温泉源の保護管理や観光
の振興に使われています。町内で営業している温泉施設
は3カ所あり、令和6年度の納税額は331万円でした。

【参考：令和6年度の入湯税額】

・宿泊利用 一泊につき 150円

・日帰り利用 一日につき 50円

※12歳未満の人には課税されません。

※学校の教育活動に伴う利用の場合で、学校長の証明が
ある場合は減免されます。

※災害被災者および災害ボランティア（無償）の方等は
減免されます。

●都市計画税

都市計画税は、都市計画区域のおおむね用途地域にあ
る土地や家屋にかかる税で、都市計画法に基づく道路・
公園・下水道などの都市計画事業や土地区画整理事業に
充てられるものです。

令和6年度の納税額は3,956万円で、下水道などの
整備に使われていました。

なお、計画していた都市計画事業が完了したことから、
令和7年度より課税を停止しております。

【問い合わせ】

■入湯税について 町民税係 ☎ 85-6132（直通）

■都市計画税について 資産税係 ☎ 85-6133（直通）

町税等の納め忘れはありませんか？

お手元の納税通知書を確認いただき、納期限が過ぎて
いるものは早急に納付くださいますようお願いします。

納期限を過ぎてから納付された場合、本来納めるべき
税額のほかに延滞金が加算される場合もあります。

なお、滞納者に対しては、納期限までに納税された方
との公平性を保つため、財産調査（給料・預貯金・生命
保険等）および差押えを行い、町税等に充てることもあ
ります。

納付忘れを防ぐため「口座振替」を利用しましょう！

※令和6年10月から、キャッシュカードを使って役場
窓口等で口座振替の加入手続きができます。

【問い合わせ】

税務出納課収納係 ☎ 85-6106（直通）

便利な電子申告のお知らせ

【インターネットによる電子申告等の手続きについて】

「イータックス（e-Tax）」とは？

インターネットを利用して所得税の申告・申請・届出
等の手続きができるシステムです。また、税金の納付も
ダイレクト納付やインターネットバンキング、ペイジー
対応のATMを利用して行うことができます。

e-Tax 利用の2つの方式

《マイナンバーカード方式》

マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由また
はe-Tax ホームページなどからe-Taxへログインす
るだけで、より簡単にe-Taxの利用を開始し、申告等
データの送信ができます。

《ID・パスワード方式》

マイナンバーカードおよびICカードリーダーまたは
マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンをお
持ちでない方は、税務署が本人確認を行った上で発行す
るe-Tax用のID・パスワードで、国税庁ホームペ
ージの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxによる
送信ができます。令和7年10月1日より、新規発行は
停止されましたが、すでに「ID・パスワード方式」の
届出をされている方は、引き続きご利用できます。

※その他、詳細についてはホームページ（[https://
www.e-tax.nta.go.jp/](https://www.e-tax.nta.go.jp/)）をご覧ください。

こちらから
アクセスできます▶



【事業主の方ができる電子申告等について】

「エルタックス（eLTAX）」とは？

事業主の方で、インターネットを利用して地方税の申
告・申請・届出等の手続きができるシステムです。

法人町民税・固定資産税（償却資産）・個人住民税（給
与支払報告書）・入湯税の申告や届出の手続きがまとめ
てできますので、とても便利です。

①複数の市町村への申告をまとめて送信できます。

②エルタックス用の無償ソフト「PCdesk」または市
販の税務・会計ソフトで申告書が簡単に作成できます。

③国と市町村へ、源泉徴収票と給与支払報告書を一元的
に送信することができます。

④利用できる時間が平日8時30分から24時となってい
ます。（土日祝日、年末年始を除く。）

※エルタックスを利用するにはパソコン環境の準備や電子証
明書の取得など事前準備が必要です。詳細は、ホームペ
ージ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

こちらから
アクセスできます▶

